

答申第150号

平成24年10月26日

神戸市長

矢田立郎様

神戸市情報公開審査会

会長 米澤 広一

神戸市情報公開条例第19条の規定に基づく諮問について

(答 申)

平成24年2月1日付神行財管第2635号により諮問のありました下記の件について、別紙のとおり答申します。

記

以下の公開請求における部分公開決定に対する不服申立てについての諮問

長田区西尻池財産区に係る『市長保管台帳』

①現金出納保管の重要帳簿に関する市長保管金明細一覧表

②『実施状況（決算）報告書』『実施計画書（予算）の承認申請書』（23年提出分、22年提出分）

③上記に係る資料一式

1 審査会の結論

実施機関が「市長保管金台帳」、「実施状況（決算）報告書」、「実施計画書（予算）の承認申請書」を特定し、これらについて部分公開とした決定は、やむを得ない決定であると認められる。

2 異議申立ての趣旨

(1) 異議申立人（以下「申立人」という。）は、神戸市情報公開条例（以下「条例」という。）に基づき、以下の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

「長田区西尻池財産区に係る『市長保管台帳』

①現金出納保管の重要帳簿に関する市長保管金明細一覧表

②『実施状況（決算）報告書』『実施計画書（予算）の承認申請書』（23年提出分、22年提出分）

③上記に関係する資料一式」

(2) 市長（以下「実施機関」という。）は、本件請求に対して、「市長保管金台帳」、「実施状況（決算）報告書」、「実施計画書（予算）の承認申請書」を特定したうえで、取引先の金融機関の名称等を非公開とする部分公開の決定（以下「本件決定」という。）を行った。

(3) これに対し、申立人は、他に文書が存在するはずであり、本件請求の内容に合致する文書のすべてが公開されていないとして、異議申立てを行った。

3 申立人の主張

申立人の主張を、平成23年12月8日付の異議申立書、平成24年3月13日付の意見書及び平成24年5月23日の意見陳述から要約すれば、概ね以下のとおりである。

本件請求の内容に合致する文書のすべてが公開されていない。財産区の総会に関する資料、財産区の決議が一切公開されていない。

まず、財産区有財産管理規則の第10条第2項には「市長保管金の口座の新設又は廃止は、管理者が定める」とあり、管理者の意思決定の過程があるはずで、その公文書が存在するはずである。

次に、区有金の収入・支出の意思決定文書が不明である。収入は財産の売却、資産の運用利子等でありほぼ解明できるが、支出項目では、平成11年9月29日のモニュメント寄付、同年11月22日の会館建設委託料、平成13年3月8日の復興記念事業寄付金、平成17年3月28日及び3月30日の財産区有地売却事務費、同年4月12日の震災10年寄付金等の各支出項目について、支出した理由書等の開示がないため、これらの使途が適正な

支出なのか不明である。

本当に「支出理由書」は存在しないのか。もし存在しないなら、神戸市の財産区管理者の横領・強奪と呼べるような支出に当たらないか。

支出項目に関しての結果報告も存在しないのか。復興記念事業寄付金等の事業と呼べる項目ならば、その事業の決算報告資料等があるのではないか。支出の結果の監査と支出するときの承認の文書が存在するのではないか。

一番新しい事例では、平成 20 年 1 月 30 日の区有地処分に伴う事務費が同年 5 月 15 日に普通預金から支出され計上されているが、どのような議論過程があり、各財産区管理会に報告されているかを示す何らかの文書があるはずである。少なくとも財産区の会長が承認したという印鑑が押された文書があるはずである。会長の口頭承諾だけでは考えられない。また、財産の処分を財産区総会・役員会などで議論した後、その報告が文書として神戸市になされていないということも考えられない。

4 実施機関の主張

実施機関の主張を、平成 24 年 2 月 24 日付の非公開理由説明書及び平成 24 年 3 月 22 日の事情聴取から要約すれば、概ね以下のとおりである。

「市長保管金台帳」とは、財産区有財産管理規則第 10 条「区有金の保管」に定める、各財産区名の金融口座及び定期預金並びに債券の台帳である。

本件請求のうち「①現金出納保管の重要帳簿に関する市長保管金明細一覧表」に対し、市長保管金台帳（平成 21 年度、22 年度、23 年度 8 月末現在）を特定し、金融機関の名称を非公開として、その他の部分を公開する部分公開を行った。

「実施状況（決算）報告書」及び「実施計画書（予算）の承認申請書」とは、財産区有財産管理規則第 5 条及び第 8 条に定める、財産区管理会が作成し、実施機関に提出する文書である。

本件請求のうち「②『実施状況（決算）報告書』『実施計画書（予算）の承認申請書』（23 年提出分、22 年提出分）」に対し、西尻池財産区管理会が作成し、実施機関に提出した「実施状況（決算）報告書」及び「実施計画書（予算）の承認申請書」（23 年提出分、22 年提出分）を特定し、西尻池財産区管理会長の印影並びに個人の印影を非公開とし、その他の部分を公開する部分公開を行った。

申立人は財産区の総会に関する資料が公開されていないと主張しているが、財産区の総会に関する資料は、本件請求の内容に含まれているとは読み取れないものである。なお、実施機関は西尻池財産区総会資料を取得しておらず、文書は不存在である。

申立人は財産区の決議が公開されていないと主張しているが、市長保管金は財産区管理者が管理しているものであり、財産区の決議は不要である。また、「実施状況（決算）報告書」及び「実施計画書（予算）の承認申請書」の管理会決議については、議事録によって予算・決算の認定決議を確認しているものであり、当該議事録は公開文書の一部として、

印影を非公開としその他の部分を公開する部分公開を行っている。

以上の理由から、本件決定において特定した文書以外に、本件請求に対して特定すべき文書はなく、本件請求内容に合致した形での文書開示であると判断した。

5 審査会の判断

(1) 本件請求文書について

申立人が公開請求を行った文書は、以下のとおりである。

長田区西尻池財産区に係る『市長保管台帳』

①現金出納保管の重要帳簿に関する市長保管金明細一覧表

②『実施状況（決算）報告書』『実施計画書（予算）の承認申請書』（23年提出分、22年提出分）

③上記に関する資料一式

(2) 争点

実施機関は、本件請求に対して、「市長保管金台帳」、「実施状況（決算）報告書」、「実施計画書（予算）の承認申請書」を特定したうえで、取引先の金融機関の名称等を非公開とする部分公開の決定を行った。これに対し、申立人は、他に文書が存在するはずであり、本件請求の内容に合致する文書のすべてが公開されていないとして争っている。

したがって、本件における争点は、公開された文書以外の、本件請求の趣旨に合致する文書の存否である。

以下、検討する。

(3) 本件決定で特定された文書について

実施機関によると、西尻池財産区においては、財産区の運営に財産区住民の意思を反映させるため、審議機関として地方自治法上の管理会を設置している。財産区の所有財産の日常的な維持管理や会館の運営等は管理会が専ら行い、財産の処分や市長保管金の支出など重要な行為については、管理会の同意を得て管理者たる市長が行っている。

「市長保管金台帳」は、実施機関が各財産区の市長保管金を管理するための台帳で、財産区ごとに普通預金、定期預金、債券に分けて作成している。実施機関は本件請求を受けて、全財産区の「市長保管金台帳」の中から、西尻池財産区の「市長保管金台帳」を対象文書として特定している。

「実施状況（決算）報告書」及び「実施計画書（予算）の承認申請書」は、毎年度の決算状況及び予算計画について、各財産区から実施機関に提出される文書である。実施機関は本件請求を受けて、全財産区の「実施状況（決算）報告書」及び「実施計画書（予算）の承認申請書」のファイルの中から、西尻池財産区の「実施状況（決算）報告書」及び「実施計画書（予算）の承認申請書」を対象文書として特定している。

(4) 申立人の主張する文書について

申立人は、市長保管金の口座の新設に際して管理者の意思決定の過程があるはずで、その文書が存在するはずであると主張している。この点について実施機関から聴取した

ところ、確かに市長保管金の口座の新設の際には決裁文書を作成するが、西尻池財産区の口座が開設されたと考えられる、西尻池財産区管理会の設置の時期は昭和 40 年であり、当時の決裁文書はすでに保存期間を満了して廃棄されており、現時点では文書は存在しないとのことであった。

さらに申立人は、財産区の総会に関する資料が公開されていないと主張している。また、平成 11 年 9 月 29 日のモニュメント寄付等の具体的な区有金の支出項目を挙げ、それぞれの支出の意思決定文書が公開されていないと主張している。

実施機関は申立人の主張するこれらの文書を特定していないが、その理由は、本件請求の内容を、「市長保管金台帳」、「実施状況（決算）報告書」、「実施計画書（予算）の承認申請書」及びそれに関する資料と、文字通りにとらえたためである。申立人が平成 24 年 5 月 23 日の意見陳述においてこれらの文書の公開を求めていることを踏まえて考えれば、公文書の特定が容易かつ的確になされるよう公開請求者、実施機関双方が協力すべきことを定めた条例第 9 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、実施機関は、本件請求の「③上記に関する資料一式」の請求趣旨について、申立人に確認することが望ましかったと思われる。

なお、実施機関によれば、申立人の主張する具体的な区有金の支出項目に関して、それぞれの決裁文書等が存在しており、申立人に対してその旨の情報提供を行ったところ、それを受けて申立人から別途、平成 24 年 7 月 19 日付で情報公開請求がなされ、実施機関は当該決裁文書等について非公開部分を除き申立人に公開したとのことである。

また、実施機関によれば、財産区の総会に関する資料は取得しておらず、該当する文書は存在しない。

(5) 本件決定の妥当性について

その他、審査会は、本件決定において特定した文書以外に、本件請求内容に合致する文書が存在していることを窺わせる事実を確認することはできなかった。

したがって、実施機関の行った本件決定はやむを得ない決定であると認められる。

(6) 結論

以上のことから、冒頭の審査会の結論のとおり判断する。

(参 考) 審査の経過

年 月 日	審査会	経 過
平成24年2月1日	—	* 諮問書を受理
平成24年2月24日	—	* 実施機関から非公開理由説明書を受理
平成24年3月13日	—	* 申立人から意見書を受理
平成24年3月22日	第255回審査会	* 実施機関の職員から非公開理由等を聴取 * 審議
平成24年5月23日	第256回審査会	* 申立人から意見を聴取 * 審議
平成24年6月20日	第257回審査会	* 審議
平成24年7月9日	第258回審査会	* 審議
平成24年8月8日	第259回審査会	* 審議
平成24年9月10日	第260回審査会	* 審議
平成24年10月5日	第261回審査会	* 審議